

プラチナ倶楽部 グループホーム港南台

重要事項説明書

認知症対応型共同生活介護

介護予防認知症対応型共同生活介護

短期利用認知症対応型共同生活介護

－ 目次 －

- 1 事業主体名
- 2 ホームの概要
- 3 居室・設備の概要
- 4 職員の配置状況等
- 5 サービスおよび利用料金
- 6 サービスの利用にあたっての留意事項
- 7 協力医療機関
- 8 苦情の受付について

1. 事業主体名

- (1) 法人名 株式会社 三文サービス
- (2) 法人本部所在地 神奈川県横浜市港南区港南台6-9-11
- (3) 電話番号 045(830)0022
- (4) F A X 番号 045(830)0025
- (5) 代表者氏名 代表取締役 河野 文彰
- (6) 設立年月日 平成11年2月22日
- (7) 実施事業 通所介護・通所型サービス（介護予防通所介護相当）
居宅介護支援
小規模多機能型居宅介護
訪問介護・訪問型サービス（みなし）（介護予防訪問介護相当）
地域密着型通所介護・通所型サービス（介護予防通所介護相当）

2. ホームの概要

- (1) ホームの種類 指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護
- (2) ホームの名称 プラチナ倶楽部 グループホーム港南台
- (3) ホームの所在地 〒243-0054 神奈川県横浜市港南区港南台6-9-26
- (4) 保険事業者番号 1493100364
- (5) 電話番号 045(830)5855
- (6) F A X 番号 045(830)5866
- (7) 事業所長（管理者）氏名 小野 大助
- (8) ホームの目的

認知症によって自立した生活が困難になった高齢者に対して、家庭的な環境のもとで、日常生活の支援を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、高齢者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるようにすることを目的とする。

(9) ホームの運営方針

- ・本事業所において提供する生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。
- ・利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- ・サービスの提供に当たり、利用者本人又は他の利用者の生命・身体を保護するための緊急性が生じた場合等やむを得ない場合を除き、身体的・精神的拘束その他行動の制限となるような拘束手段は一切行わない。尚、やむを得ず行った場合は、書面に理由、拘束の内容を正確に記録し、保存するとともに身元引受人等に報告するものとする。
- ・利用者及びその家族に対し、サービス内容及び提供方法について解り易く説明する。
- ・適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
- ・定期的に提供したサービスの質の管理、評価を行い、常に改善を図る。

- (10) 開設年月日 平成28年12月1日
- (11) 入所定員 18名（1ユニット9名×2 計18名）
- (12) 交通の便 JR京浜東北線港南台駅下車 横浜市営バス 臼杵バス停より 徒歩5分
- (13) 緊急対応方法 緊急対応マニュアルに沿って対応
- (14) 敷地・建物概要
- 〔契約形態〕 賃貸借契約
- 〔建物〕 木造 地上2階建 1棟
- 〔床面積〕 499.89 m²
- (15) 防災・避難設備 火災報知器、火災通報器、消火器、避難誘導灯、スプリンクラー
- (16) 損害賠償責任保険加入先 あいおい損害保険株式会社

3. 居室・設備の概要

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1人部屋）	18室	エアコン、クローゼット付
食堂兼居間	2室	各ユニットに1室
トイレ	7室	各ユニットに3室、玄関ホール1室
浴室	2室	各ユニットに1室
キッチン	2室	各ユニットに1室

4. 職員の配置状況等

(1) 職員の配置

〈主たる職員〉

職種	保有資格	常勤	非常勤	兼務	職務内容
事業所長 (管理者)	介護福祉士	1名	—	介護職員	事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行ないます。
計画作成 担当者	介護福祉士 介護支援専門員	1名 —	— 1名	介護職員	認知症対応型共同生活介護計画を作成し、その内容が適切に実施されているかケアカンファレンスを通して本人や家族、職員等も含め相談等の意見調整、実施をします。
介護職員	介護福祉士 初任者研修 基礎研修	3名 2名 —	6名 5名 2名	—	入居者の心身の状態を把握するとともに日常生活の介護を行います。
合計		7名	12名	—	—

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

※職員構成につきましては、若干の変更が生じる場合があります。

(2) 勤務体制 (1ユニットの人数)

昼間の体制	3名	早勤	8:00 ~ 17:00	1名
		日勤	8:30 ~ 17:30	1名
		遅勤	10:00 ~ 19:00	1名
夜間の体制	1名		17:30 ~ (翌日の) 8:30	
		夜勤	17:30 ~ (翌日の) 9:00	いずれか (職員の出勤形態による)
			17:00 ~ (翌日の) 10:00	

5. サービスおよび利用料金等

別添「プラチナ倶楽部グループホーム港南台 認知症対応型共同生活介護 料金表」の通り

※敷金について

退居時、明渡し完了日に遅滞なく敷金を返還致します。ただし、居室の明渡し時に、賃料の滞納、自費費用の未払い、原状回復 (内装費用含) に要する費用の未払いから生じる利用者の債務の不履行が存在する場合には、当該債務の額を敷金から差し引くことになります。

前項ただし書の場合には、甲は、敷金から差し引く債務の額の内訳を利用者に明示致します。

その残額をご利用者に返還致します。

※月の途中での入退居については、日割り計算で算出させていただきます。

※外泊・入院中の居室利用等について

- ・家賃・管理費に関しては、常に部屋を確保し使用できる状態を確保しているため、外泊・入院時においてもお支払いいただきます。
- ・水道光熱費については、入院日数が15日以内の場合は月額利用料金をお支払いいただき、16日以降は月額利用料金の日割り計算で算出した金額をお支払いいただきます。
- ・食費については不在の食数分控除した料金をお支払いいただきます。

< 短期利用料金 >

当事業所は、各共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室や短期利用者専用の居室等を利用し、短期間の指定認知症対応型共同生活介護 (以下「短期利用共同生活介護」という。) を提供いたします。

- 短期利用共同生活介護の定員は、一の共同生活住居につき1名とします。
- 短期利用共同生活介護の利用は、あらかじめ30日以内の利用期間を定めるものといたします。
- 短期利用共同生活介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、当事業所の計画作成担当者が認知症対応型共同生活介護計画を作成することとし、当該認知症対応型共同生活介護計画に従いサービスを提供することといたします。
- 入居者が入院等のために、長期にわたり不在となる場合は、入居者及び家族の同意を得て、短期利用共同生活介護の居室に利用することがあります。なお、この期間の家賃等の経費については入居者ではなく、短期利用共同生活介護の利用者が負担するものとします。
- 下記の利用料金以外に、介護保険利用者負担金の1割、2割または、3割分が発生いたします。

○短期利用料金（1日当たり）

- （１）宿泊料 2,800 円
- （２）食材料費 1,800 円（朝食 200 円・昼食 700 円・夕食 900 円）
- （３）光熱水費 800 円
- （４）管理費 600 円
- （５）その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用

6. サービスの利用にあたっての留意事項

面 会	・面会時間 原則午前 10 時 30 分～12 時、午後 2 時～4 時 30 分 ・但し、緊急時や特別な事情がある場合はその限りではありません。 ・面会の際は、必ず各ユニットにあります面会簿にご記入をお願いします。 ・来訪者が宿泊を希望する場合は、事前に届出をお願いします。 ・食物等の差し入れをされる場合は、必ず職員にお声掛けください。差し入れは原則自由ですが、他の利用者へむやみな提供はご遠慮ください。また、食中毒には充分ご注意ください。
持込の制限	・刃物類〔包丁・ハサミなど〕（必要な場合には、ご相談の上、職員預かり又は事業所の備品を使用する等の対応をいたします。） ・犬、猫、鳥等の動物（管理者が特別に許可を出したものは除きます。） ・他の入居者に迷惑がかかるもの及び感染の危険があると思われるもの。
所持品の持込	・居室への所持品持ち込みは、置ける範囲内であれば特に制限はありません。ただし、設備に破損を及ぼすような物の持ち込みはご遠慮ください。破損等生じた場合、賠償していただくことがあります。
外出・外泊	・職員の付き添いなしに、外出・外泊なさる際には、外出・外泊届を提出してください。 ・外泊される場合は、できましたら外泊開始の 3 日前までにお申し出ください。
飲酒・喫煙	・喫煙は所定の場所で行います。飲酒は医師の判断に基づき健康状態を損ねない程度でお楽しみください。健康上不安のある利用者は、医師に相談させていただきます。 ・居室内での飲酒・喫煙はご遠慮ください。
金銭、貴重品の管理	・居室内での現金や貴重品の管理はなさらぬようお願いします。 ・事業所に管理を依頼する物品については、あらかじめ届出をいただけますようお願いいたします。尚、届出がなかった物品について、紛失や破損が生じた場合の責任は負いかねます。
設備、器具について	・共有設備、居室内のエアコンにつきましては、事業所側が維持管理を行います。 ・居室及び共有設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
その他	・当事業所の職員または、他の入居者に対する宗教、政治、営利活動はご遠慮ください。 ・騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。また、むやみに他の利用者の居室等に立ち入らないようにしてください。

< 緊急時における対応策 >

利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じた時は、主治医または協力医療機関等と連絡をとり、適切な措置を講じます。

< 地域連携等 >

当事業所の行う指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置いたします。

- 2 運営推進会議は、利用者・利用者の家族・地域住民の代表及び認知症対応型共同生活介護についての知見を有する者とします。
- 3 運営推進会議は、おおむね2か月に1回以上とします。
- 4 運営推進会議は、利用状況及び活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望・助言を聴く機会とします。

< サービスの質の評価 >

当事業所で提供されるサービスの質の評価については以下の通り実施しています。

- ① 実施の有無：毎年度1回実施
- ② 直近の評価年月日：令和6年8月19日（令和6年度）
- ③ 実施した評価機関：株式会社 フィールズ
- ④ 評価結果の開示状況：玄関先及び介護情報サービスかながわホームページ

< 秘密保持等 >

事業者は、業務上知り得た利用者又はその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、契約中及び契約終了後においても第三者に対して秘密保持を厳守する。ただし、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合や、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める文書（情報提供同意書）により同意がある場合に限り第三者に開示するものとします。

- 2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報並びに秘密事項について秘密保持を厳守しなければなりません。また、職員でなくなった後においても秘密保持を厳守し、秘密を漏らすことがないよう、事業者は必要な措置を講じます。

< 非常災害対策 >

事業所は、消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けるものとします。

- 2 非常災害が発生した場合、職員は利用者の避難等適切な措置を講じます。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとります。
- 3 事業所は、消防法令に基づき消防計画をたて、消火及び通報・避難訓練を地域の協力機関等と連携を図り、年に2回以上訓練を行います。
- 4 職員は利用者の健康状態又は防災等の緊急事態の発生に気づいた時は、呼び出しコール等最も適切な方法で、他の職員に事態の発生を知らせるものとします。

< 虐待防止 >

従業者は利用者に対し、以下のような身体的苦痛等を与え、人格を辱める行為を行いません。

- (1) 殴る、蹴る等直接利用者の身体に侵害を与える行為。
- (2) 居室から排除するなど、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること。
- (3) 強引に引きずるようにして連れて行く行為。
- (4) 食事を提供しないこと。
- (5) 利用者の年齢及び健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。
- (6) 乱暴な言葉使いや利用者を侮辱する言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
- (7) 事業所を退所させる旨脅迫する等言葉による精神的苦痛を与えること。
- (8) 性的な嫌がらせをすること。
- (9) 当該利用者を見捨てること。

< 事故発生時の対応 >

当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。

- 2 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとします。
- 3 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入しております。

< 衛生管理 >

利用者の使用する施設、食器、その他の設備又は飲用水について、衛生的に管理します。

- 2 感染症の発生、まん延防止に努めます。

7. 協力医療機関等

協力医療機関	医療法人 湘寿会 湘寿クリニック (住所) 神奈川県横浜市港南区下永谷4-2-30 (電話) 045-825-5861
協力医療機関	さつき歯科 (訪問歯科診療) (住所) 神奈川県藤沢市大鋸3-1-30 (電話) 0466-20-1020

8. 苦情の受付について

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

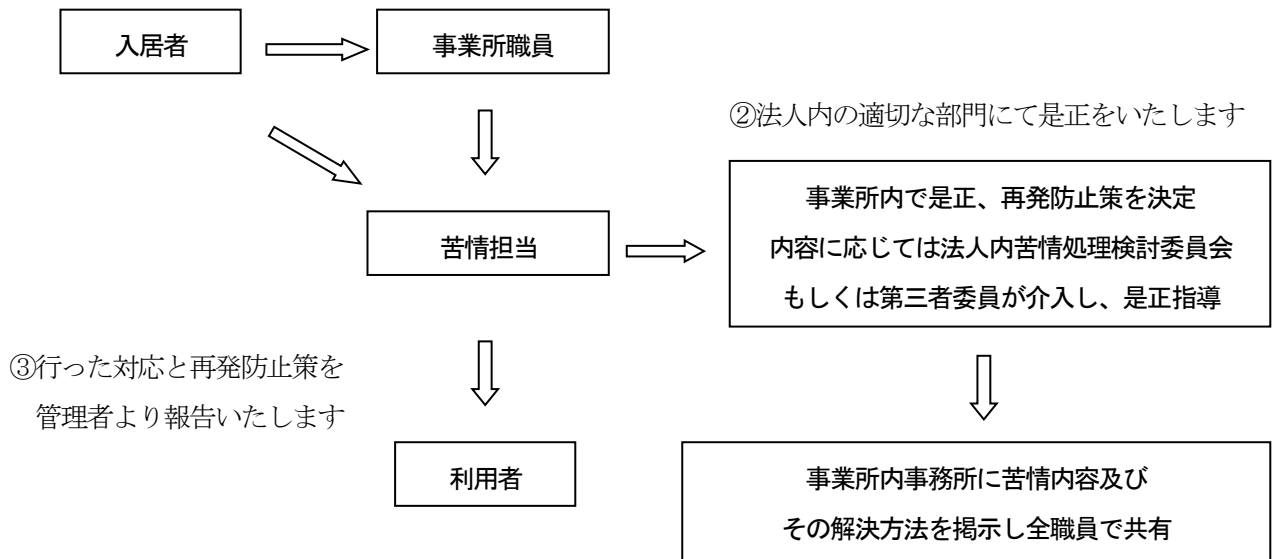
担当者 管理者・計画作成担当者

電 話 045-830-5855 F A X 045-830-5866

受付日 年中無休 受付時間 8:30～17:30

(2) 苦情処理体制

①お気づきになったことを職員にお申し付け下さい



(3) その他

当事業所以外に、下記、市町村等の相談・苦情窓口等にも苦情を伝えることができます。

① 住所地の各区役所（サービス課介護保険担当）

区	電話番号	区	電話番号	区	電話番号
港南	847-8495	南	743-8184	磯子	750-2494
栄	894-8409	金沢	788-7868	泉	800-2436
戸塚	866-8452				

② 神奈川県国民健康保険団体連合会 介護苦情相談課

電話番号：045-329-3447

対応時間：8時30分から17時15分 土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始は除く

③ 横浜市 はまふくコール（横浜市苦情相談センター）

電話番号：045-263-8084

対応時間：8時00分から17時00分 土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始は除く

同 意 書

認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の提供開始にあたり、契約者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業所所在地 横浜市港南区港南台 6－9－26
名 称 プラチナ倶楽部 グループホーム港南台

説明年月日 令和 年 月 日

説明者 小野 大助 ㊞

本書面に基づく重要な事項の説明と交付を受け、利用の開始に同意いたします。

(入居者) 住 所 _____

氏 名 _____ ㊞

(代筆の場合は代筆者と利用者との続柄を記載)

氏 名 _____

続 柄 _____

身元引受人 又は 後見人 (どちらかに○をお付けください)

住 所 _____

氏 名 _____ ㊞

続 柄 _____

(注) 成年後見人制度を利用中の方は、後見人の方が記入してください。